

**令和 7 年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業
医療機関アプリベンダ
公募要領**

令和 7 年 7 月 17 日
株式会社三菱総合研究所

株式会社三菱総合研究所（以下「検証受託者」という。）は、厚生労働省「自治体検診 DX の推進に関する調査研究等一式」の一環として、以下のとおり、「令和 7 年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業」（以下「本事業」という。）に参加する事業者を公募する。

第 1 事業の趣旨

医療 DX の推進に関する工程表（令和 5 年 6 月 2 日医療 DX 推進本部決定）では、自治体・医療機関等の間の連携について、「自治体検診情報、介護、予防接種や母子保健に関する情報を連携させる仕組みを構築することにより、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有可能にする」と記載されている。

また、医療情報の二次利用の環境整備について、「保健医療データの二次利用により、創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興に資することが可能となり、結果として、国民の健康寿命の延伸に貢献する」と記載されている。

こうした中、自治体検診情報の一次利用と二次利用について、仕組みの構築や環境の整備に関する取組が進められている。

本事業では、デジタル庁において、令和 7 年度中にシステム構築され、同年度途中に利用開始となる PMH¹を活用し、自治体が実施する自治体検診事務に関して、検診情報のデータ連携方策等の実証を行い、その結果をとりまとめる。

第 2 事業の概要

1 自治体検診 DX の概要

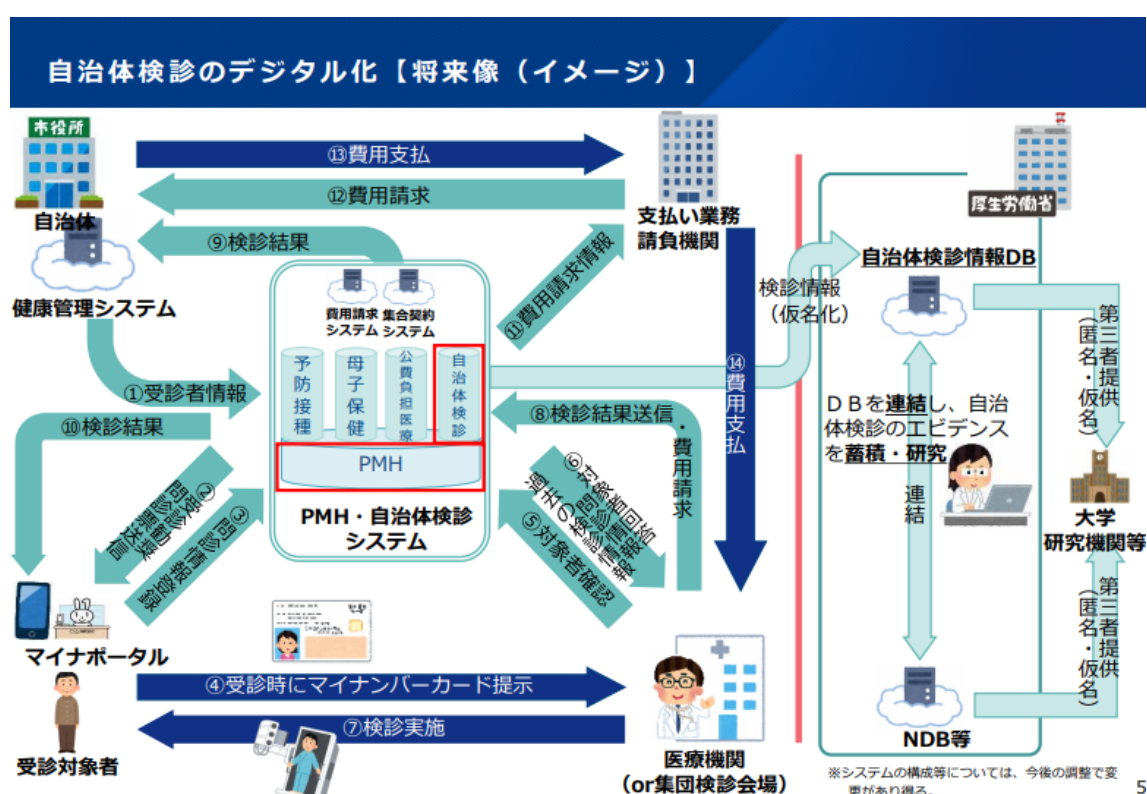
(1) 自治体検診 DX の概要（将来像）

自治体検診 DX では、令和 11 年度から PMH を活用した本格実施を予定しており、「自治体検診 DX の概要（将来像）」（図表 1）を念頭に、準備を進めている。

¹ デジタル庁 「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）（医療費助成、予防接種、母子保健等のデジタル化）」
<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

具体的には、オンライン資格確認の基盤を活用し、医療機関・検診会場（以下、医療機関等）がマイナンバーカードを用いて対象者を確認後、デジタル化された受診券・問診票を基に検診を実施する。これにより、自治体における受診券・問診票の印刷、発送の事務負担を軽減するとともに、併せて、費用請求事務を効率化する。

また、自治体の自治体検診結果の匿名（仮名）情報データベース（以下「自治体検診 DB」という。）を整備し、クラウド上の情報連携基盤を活用して、自治体検診 DB と NDB 等との連結解析を可能とする。



図表 1 自治体検診 DX の概要（将来像）

第 59 回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 資料より

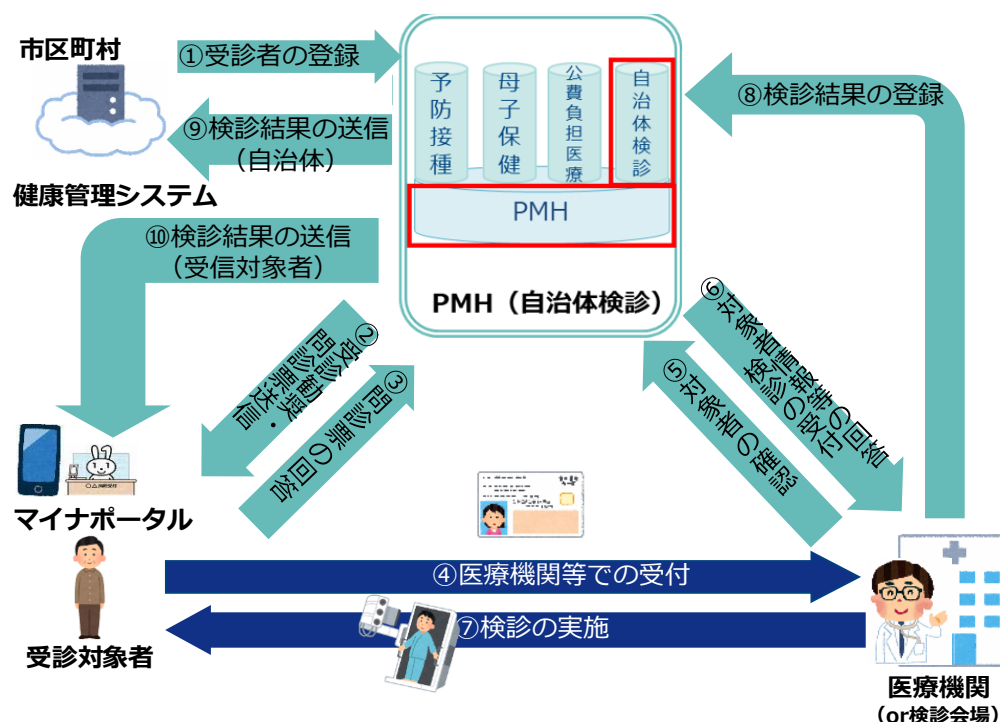
(2) 令和 7 年度の先行実証事業の範囲

(1) で示した将来像のうち、令和 7 年度の先行実証事業では、以下の図表 2 に示すとおり、PMH と自治体、医療機関等、受診対象者間の連携を対象範囲とする。医療機関等と PMH との情報連携においては、医療機関向けアプリ（検証受託者から医療機関等に貸与されるタブレット等にインストールされたアプリであって、医療機関等から PMH に接続し、受診対象者

の照会、対象者情報の照会、検診結果の登録等に使用するアプリを指す。
以下、「医療機関アプリ」という。)での検診結果の入力等を基本とする。

なお、本事業では先行して一部の業務のみをデジタル化するため、従前の業務フローとは異なる対応が発生する可能性がある。

	業務	概要
①	受診対象者の登録	自治体から連携される検診の受診対象者の情報を登録する。
②	受診勧奨 問診票の送付	登録された受診対象者のうち、勧奨対象者となる情報の抽出を行い、問診票を送付する。
③	問診票の回答登録	受診対象者がマイナポータルなどを通じて作成した問診票に回答し、PMH に情報を登録する。
④	医療機関等での検診受付	医療機関等に対し、受診時にマイナンバーカードを提示する。
⑤	対象者情報の確認	医療機関等から PMH に対して受診対象者を確認する。
⑥	受診対象者の回答、問診票回答情報の送信	PMH から医療機関等に受診対象者情報・問診票回答を送信し、検診の受付を行う。
⑦	検診実施	医療機関等において検診を実施する。
⑧	検診結果の送信	医療機関等にて作成された検診結果を登録する。医療機関等は、登録の際、不正な情報が記入されていないことを確認する。登録された検診結果の検索・照会を行い、必要に応じて修正する。
⑨	検診結果の連携 (自治体)	医療機関等が登録した検診結果を受診対象者が居住する自治体に連携する。
⑩	検診結果の閲覧 (住民)	登録された検診結果をマイナポータルで閲覧する。



図表 2 先行実証事業 業務の範囲

2 公募の概要

(1) 対象事業者

第 4 事業スケジュールに定める期日までに、医療機関アプリ（※）を提供できる事業者

（※）医療機関アプリとは、医療機関等から PMH に接続し、対象者情報の確認、問診票回答情報の閲覧、検診結果の送信に使用するアプリのこと

(2) 対象事務

健康増進法 19 条の 2 に基づき、自治体が健康増進事業として実施する検診のうち、以下の検診を対象とする。医療機関アプリにおいては歯周疾患検診またはがん検診（胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診すべて）もしくは歯周疾患検診・がん検診両方に対応している必要がある。

歯周疾患検診	
がん検診	胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検

(3) 調査・検証の内容

検証受託者と緊密に連携しつつ、自治体や医療機関等がPMHを用いて、「第2の1の(2)令和7年度の先行実証事業の範囲」に関する業務を円滑に実施できるようにするとともに、全国展開に向けた課題の整理等を行うという観点から、以下の調査・検証を行う。

- ・ 医療機関等がPMHと情報連携するためのシステム環境を整備する
- ・ 医療機関等が医療機関アプリを利用するための端末の手配や円滑な利用ができるようにするための支援を行う
- ・ 上記の環境整備をふまえた全国展開に向けた課題を抽出する
- ・ 医療機関等の利用者ニーズを把握する
- ・ 全国展開に向けた効果的・効率的な仕組みの検討に参加する 等

(4) 公募要件

以下の要件をすべて満たすこと。

(基本的事項)

- ・ 「医療DXの推進に関する工程表」、「自治体検診DXの推進に関する調査研究等一式 仕様書」等の内容について十分理解した上で、検証受託者等と緊密に連携し、本事業に協力すること。
- ・ 本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合は、継続参加が原則となることを理解していること。ただし、いずれの自治体で利用されるかについては実証の目的に応じて見直す場合があることに同意すること。
- ・ 別途実施されている「令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業」参加団体募集の内容を理解していること。

(環境整備に関すること)

- ・ 「医療機関アプリベンダ向けシステム概要」に基づき、求められる機能を備えた医療機関アプリを準備すること。
- ・ 医療機関等が医療機関アプリを利用するうえで必要な端末、ネットワーク環境を用意すること。なお、用意する端末や回線数については、検証受託者の指示に従うこと。
- ・ 医療機関アプリを利用する医療機関等については、別途公募する自治体（公募に応じ採択された自治体を採択団体という。）が選定すること

としている。環境整備にあたっては採択団体や選定した医療機関ごとにネットワーク環境その他の条件が異なる場合があることを理解したうえで適切な環境を整備すること。

（自治体での利用に関すること）

- ・ 医療機関アプリを導入する採択団体について、本公募への申請段階で実証に参加する見込みのある自治体（別途実施する自治体向け公募に応募申請する自治体）を **1 団体以上** 確保すること。
- ・ 自治体における医療機関アプリの利用について、採択団体を対象として検証受託者が9月下旬をめどに開催する説明会（以下、採択団体向け説明会という。）に参加し、採択団体に向けて自社が整備する予定の環境の説明を実施すること。
- ・ 採択団体向け説明会参加後に採択団体は、自団体に導入する医療機関アプリを選定する。
- ・ なお、別途実施する自治体向け公募への応募申請時点で、採択団体が利用する医療機関アプリについての要望・指定があった場合には当該団体は、採択団体向け説明会に参加しない場合がある。

（契約等に関すること）

- ・ 契約は以下の2段階にて、医療機関アプリを提供する事業者と検証受託者との間で実施する。

	A. 初期環境整備 (本公募対象)	B. 環境整備＋医療機関支援
契約 期間	採択後～9 月末日予定	導入先自治体決定後（10 月 1 日以降）～ 令和 8 年 3 月予定
契約内容	以下の環境整備を実施する過程での課題等を取りまとめること ・ 医療機関アプリベンダ向けシステム概要」に定める資料に基づき、求められる機能を備えた医療機関アプリを準備すること	以下の環境整備を実施する過程での課題等を取りまとめること ・ A. の契約期間以降も引き続き、医療機関アプリベンダ向けシステム概要」に定める資料に基づき、求められる機能を備えた医療機関アプリを準備すること ・ A. で整備した医療機関アプリを用いて他システムとの接続確認を実施し、PMH を介したデータ連携が可能な環境を提供すること ・ 医療機関へのアプリ利用法の説明・質問対応を実施すること ・ 実証期間中の医療機関等への現地対応を実施すること

	A. 初期環境整備 (本公募対象)	B. 環境整備＋医療機関支援
納入成果物	・ 環境整備を実施する過程での課題等を取りまとめた報告書一式（様式は別途検証受託者が指定する）	・ 環境整備を実施する過程での課題等を取りまとめた報告書一式（様式は別途検証受託者が指定する）
契約金額	・ 採択事業者（最大5社）の総額で3,300万円（税込）を目安としており、個社の金額は本公募への応募時に提出された見積書に基づき決定	・ 本事業の上限額の中から、上記費用にかかる見積額に基づき決定
見積対象	「納入成果物」作成に必要な費用 見積は「（費用に関すること）」を満たしていること	「納入成果物」作成に必要な費用
備考	・ 導入先採択団体が決定しなかった場合は、A. の契約で終了となる	・ 導入先採択団体の規模や医療機関数を考慮し、契約金額の妥当性を判断したうえで契約金額を決定する

- ・ 「B. 環境整備＋医療機関支援」に採択された後に、採択団体との間で、本事業を遂行するための役割等を定めるための協定書等を交わすこととなることを理解していること。
- ・ 採択団体において本事業に参加する医療機関等を確保することとしているため、導入先自治体決定後に医療機関数等の変更がある可能性があるが、採択団体が選定した医療機関等に対して医療機関アプリ等必要な環境整備を行うことに合意すること。

（費用に関すること）

- ・ 本事業の成果物を作成するために必要な経費を対象に見積を作成すること。
- ・ 契約金額は検証受託者と採択事業者との間で合意した額とする。ただし、採択事業者が整備した環境や取りまとめ資料等に明らかな不備がある場合は、不備の程度により減額する場合がある。
- ・ 以下の経費は対象外とする。
 - PMH と連携するために必須ではない、自治体や医療機関等の個別の希望を踏まえての UI/UX 改善対応（ベンダ各社の競争領域

- に相当)にかかる経費
 - 先行実証事業の実施に直接的に必要となる経費以外の経費
 - 契約期間の間に実施されない取組にかかる経費
 - 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費
- ・ 「B. 環境整備＋医療機関支援」の契約は、採択された自治体数によらず、1自治体あたり最大2,000万円（税込）で環境整備が可能であることを確認したうえで見積書を作成すること。

(5) 公募の対象

本公募における対象は、上記「A. 初期環境整備」に対応する事業者とするが、「B. 環境整備＋医療機関支援」の要件を満たすことができることを採択条件とする。

(6) 採択事業者数

採択事業者数は、最大5社とし、確保している予算の範囲内で、応募状況と予算規模等に鑑み決定する。

第3 応募手続

1 応募手続

以下の「(1) 資料請求」と「(2) 応募申請の提出」の2段階に分けて応募を受け付ける。

(1) 資料請求

① 必要な対応

- ・ 検証受託者のウェブサイト上のフォームより、資料入手に関する同意事項に同意できることを確認のうえ、資料請求すること。

② 提出期限

- ・ 令和7年7月25日（金）正午

③ 提出方法

- ・ 提出は、下記フォームにより提出期限までに行うこと。
- ・ 検証受託者のウェブサイトに記載されている内容（個人情報の取扱い、資料請求に関する留意事項等）を理解した上で提出すること。
- ・ フォームでの提出が困難な場合は、個別に検証受託者に連絡する

こと。

【提出フォーム】

<https://questant.jp/q/vendor>

【検証受託者のウェブサイト】

<https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20250717.html>

④ 資料請求に関する留意事項

- ・ 提供された資料・情報等は関係社外秘で取り扱うこと。
- ・ 提供された資料・情報等は不要になった段階で廃棄し、廃棄したことを証する書類を検証受託者に提出すること。
- ・ 提供された資料・情報等から得られた情報については、適切に管理し、提供を受けた時点から、契約の完了、若しくは中止、又は応募を辞退した後においても、守秘義務を負うものとする。

(2) 応募申請の提出

① 必要な対応

以下の資料を提出すること（いずれも様式は自由）

- ・ 「A. 初期環境整備」にかかる見積書
- ・ 実施計画書
 - ※ 実施計画書では、仕様を示された環境整備が可能であることを示すこと。（対応する検診種別、環境整備の体制）
 - ※ 「第4事業スケジュール」と整合がとれたスケジュールを示すこと。
 - ※ 環境整備にあたり、事前に本事業の参加について協議している自治体がある場合はその旨記載すること。
 - ※ 連携を予定している自治体について記載すること。自治体との連携について証憑（メール画面等）のコピーを添付すること。
- ・ 検証受託者は、上記の資料以外にも、追加資料の提出等を求めたり、ヒアリング（オンライン想定）を実施したりする場合がある。

② 提出期限

- ・ 令和7年8月4日（月）正午

③ 提出方法

- ・ 「第5 公募要領に関する問い合わせ先・応募申請書類提出先」に記載する宛先に電子メール及びファイル添付により提出すること

と。

- ・ 送信メールの件名は、「【〇〇（事業者名）】応募申請（自治体検診事務デジタル化先行実証事業）」とすること。
- ・ 添付ファイルを含め、メールの容量が10MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ 検証受託者のウェブサイトに記載されている内容（個人情報の取扱い等）も理解した上で提出すること。
- ・ メール受領後、申請者に対して検証受託者からメールにより受領確認を送信する。送信後、1営業日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、検証受託者に電話にて照会すること。
- ・ 送信上の事故（未達等）について、検証受託者は一切の責任を負わない。

2 採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき、以下の基準により選定し、予算額にあわせて採択する。

- ・ 見積額に妥当性があると見込まれること。
- ・ 実施計画書に妥当性があり、検証受託者が定める仕様を達成することが可能であると見込まれること。

なお、(2)に記載のとおり、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや申請書に記載のある内容の修正等を求める場合がある。

(2) 申請内容の確認・修正

選定は、提出された書類に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。

また、必要に応じて、検証受託者と応募者との間で調整の上、提出された書類の内容について、検証受託者より修正の依頼等を行うことがある。

なお、当該修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響する場合がある。

(3) 採択

検証受託者は、採択したときは、応募者である事業者に対して速やかにその旨を内示する。

採択された内容については、契約時まで、必要に応じて検証受託者と採択事業者との間で調整の上、検証受託者にて修正等を行うことがあ

る。

3 契約等

(1) 医療機関アプリベンダ、健康管理システムベンダ等との契約の締結

採択された内容を実施するため、検証受託者と採択事業者間で契約条件の最終的な調整を行った上で、本事業に係る契約を締結する。なお、契約内容は、厚生労働省と検証受託者の契約に準ずるため、原則、条項の変更はできない。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日（令和7年8月上旬頃を想定）から令和8年9月末日までの日で検証受託者が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

検証受託者と採択事業者が締結する請負契約とする予定であるが、その詳細については、採択後に採択事業者に別途通知する。

第4 事業スケジュール

本事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和7年7月	実証事業参加自治体・事業者の公募開始
令和7年8月上旬	本事業参加事業者への内示（「A. 初期環境整備」契約開始）
令和7年8月末	本事業参加自治体（採択団体）への内示
令和7年9月下旬	採択団体向け説明会開催
令和7年9月下旬	採択団体が本事業で利用する医療機関アプリ決定
令和7年9月下旬	「B. 環境整備＋医療機関支援」契約開始
令和7年11月末	内部結合テスト（内部）完了
令和7年12月～	外部結合テスト（外部）開始
令和8年3月～	順次実証開始 ※実証開始時期は、個別の事情に応じ判断。
令和8年3月末	成果報告 ※本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合は、継続して参加いただきたい。

第5 公募要領に関する問い合わせ先・応募申請書類提出先

問い合わせについては、以下に連絡すること。回答は、メール又は電話にて行う。

宛先：株式会社三菱総合研究所

自治体検診事務デジタル化先行実証事業受託者（検証受託者）

メール：jititaikensindx-jissyou@ml.mri.co.jp